

カンボジア・ビジネス法講座

執筆 村上 暢昭

第19回・労働法（12）労働紛争の解決その1

<今回のポイント>

今回は、労働紛争の解決方法の1回目として、組織内の紛争処理手続、調停手続及び仲裁手続について述べる。

1. 労働紛争解決手続の流れ

まず、労働紛争が発生した場合にとりうる解決方法の流れについて、以下、概説する。

労使間における紛争が発生した場合、通常はまず、企業組織内での処理が図られる。組織内での解決がかなわない場合、(訴訟提起又は)労働監督官に調停を求めることができる(後に述べる集団的労働紛争の場合は強制的)。

集団的労働紛争の場合において、調停によっても解決がかなわないときは労働仲裁が行われることになる。

上記によっても解決がかなわない場合、訴訟提起及びストライキを行うことが考えられる。

2. 組織内紛争処理手続・交渉担当者

(1) 交渉担当者の任命

使用者は、労働者との間の紛争に対応する交渉担当者として、中立的かつ独立した者を担当者として任命する場合、従業員代表にこれを相談しなければならない。

(2) 交渉担当者は、自らにおいて、労働者からの苦情を解決することができない場合、その旨を使用者に報告しなければならない。

使用者が当該労働者又はその代理人と交渉する際は、労働者代表又は労働組合の職員が当該労働者を補助することができる。

当該紛争を労使当事者のみによっては解決できない場合、労使当事者は、労働監督官に対して調停を行うよう求めることができる(ただし、後述するように集団的労働紛争の場合において、調停の実施は必要的)。

3. 事前調停

労働紛争が使用者と一団の労働者との間におけるもの(集団的労働紛争)ではない場合、労使当事者は、訴訟提起前に、労働監督官に調停を申し立てることができる(労働法(以下法令名省略)300条2項)。

労働監督官は、申立受理後3週間以内に聴聞の場を設けなければならない(301条2項)。

労働監督官は、調停の結果にかかわらず、その結果を報告書に記載し、労働監督官及び両当事者はこれに署名しなければならない(同条3項)。

労働監督官の面前で成立した合意書は法的強制力を有する(同条5項)。

労使当事者は、調停が不調に終わった後2カ月以内に訴訟提起を行わなければならない、2カ月経過後に提起された訴訟は却下される(同条6項)。

4. 集団的紛争解決手続

(1) 必要的調停

集団労働紛争の場合において、労使当事者間に調停以外

の紛争解決方法を採用する旨の合意がない限り、労使当事者は、労働監督官に対して当該紛争に関する報告を行わなければならない。

報告を受けた労働省は、当該紛争につき調停を試みなければならない(303条ないし305条)。

労働大臣は、集団労働紛争についての報告を受けた後48時間以内に、調停員を任命し(304条) 労使両当事者の求めがある場合を除き、調停員任命日から15日以内に調停期日が開かれなければならない(305条)。

当事者は全ての期日に参加しなければならない、理由なくこれを欠席した場合には過料が科される(306条)。

労使当事者が署名し、調停員の査証を受けた調停調査は、労働協約と同様の効力を有する。ただし、労働者側を代表する当事者が労働組合でない場合、労働組合だけでなく労働者側を代表した労働者についても、当該調停調査には拘束されない(307条)。

調停が不調に終わった場合、調停員は報告書を作成し、労働省にこれを送付しなければならない(308条)。

(2) 労働仲裁

集団的労働紛争において、前項の調停が不調に終わった場合、労使間において別段の合意又は労働協定に別段の定めがある場合を除き、労働仲裁手続がとられなければならない(309条)。

労働仲裁手続がとられなければならない場合、労働大臣は調停員から報告書を受領してから3日以内に労働仲裁委員会に対して当該紛争を付託しなければならない、労働仲裁委員会は、事件受理後3日以内に期日を開催しなければならない(310条)。

仲裁手続中、労働者はストライキを実施してはならず、使用者はロックアウトを行ってはならない(320条)。

当事者は全ての期日に参加しなければならない、労働仲裁委員から求められた全ての証拠及び情報を提供しなければならない。

労働仲裁委員会は、事件受理後15日以内に裁定結果を労働大臣に報告し、労働大臣は直ちにその結果を当事者に通知するよう努めなければならない(313条)。

労使当事者は労働仲裁手続開始前に、合意により、当該労働仲裁手続を最終的な紛争解決手続とするか否か(binding又はnon-binding)について決定することができる。

non-bindingの場合であっても、仲裁裁定結果通知後8日以内に当該裁定に対する当事者からの異議申立てがない限り、当該裁定は確定し、当該裁定は執行されなければならない(313条、314条)。

<プロフィール>

村上暢昭(日本法弁護士)Mar&JBL Law Office 所属・カンボジア常駐

Mar & JBL Law Office : JBL Mekong グループのカンボジア現地拠点で、カンボジア弁護士協会より認可を受けた法律事務所。info@jblmekong.com